

○山形市格付等級指定型条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する建設工事に係る入札契約事務の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う格付等級指定型条件付一般競争入札を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 格付等級指定型条件付一般競争入札の対象となる工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事のうち、1件の設計金額が200万円を超えるもの
- (2) その他市長が必要と認める工事

(発注工事の選定)

第3条 市長は、山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年市訓令第7号）

第2条第2項に規定する1号審査会又は2号審査会の議を経て、格付等級指定型条件付一般競争入札に付する入札を選定するものとする。

(入札の公告等)

第4条 市長は、第2条各号に掲げる工事を格付等級指定型条件付一般競争入札に付するときは、山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき公告をするとともに、その周知を図るものとする。

2 前項の公告（以下単に「公告」という。）は、別記様式第1号により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）の場合における公告は、別記様式第2号により行うものとする。

(入札参加者の資格)

第5条 格付等級指定型条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる資格を満たすものとする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第25条第2項に基づき、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 発注工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けていること。
- (4) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (5) 山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (6) 山形市内に本店又は建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。
- (7) 山形市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。
- (9) 電子入札案件の場合にあつては、山形市電子入札運用基準（平成22年4月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システムによる利用者登録を行っている者又は運用基準第6条に規定する紙入札参加者であること。
- (10) その他工事ごとに定める条件を満たしていること。

(入札参加資格の確認)

第6条 前条の資格の確認は、工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年市告示第35号）に基づき、第2条に規定する対象工事のそれぞれA等級、B等級又はC等級に格付された者について、市長が、その者が前条各号に掲げる資格を満たしているものと見込んで行うものとする。

2 格付等級指定型条件付一般競争入札の電子入札案件に参加しようとする者は、規則第19条第2項の規定に基づく申請を所定の日時までに行い、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その申請を行った者に対し、入札参加資格の有無について確認を行うものとし、その結果を通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。

(入札参加資格者証の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により格付等級指定型条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格を確認したときは、その者に対し、一般競争入札参加資格者証（別記様式第3号）を交付する。

(設計図書の貸出等)

第8条 設計書、仕様書、図面等の設計図書の貸出又は閲覧は、公告した日から入札日の前日まで、公告で示された格付等級に該当する者に対して行うものとする。

2 前項の規定により設計図書の貸与を希望する者は、一般競争入札参加資格者証を提示し確認を得てから借り受け、期間は1日単位とし当日中に返却しなければならない。

3 設計図書の貸出・閲覧の方法等については、公告に定めるものとする。

(入札への参加)

第9条 電子入札案件に係る格付等級指定型条件付一般競争入札に参加しようとする者は、第6条第3項の規定により入札参加資格があると認められなければ、当該入札に参加することができない。

(入札の無効)

第10条 当該公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札その他の入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年5月改正）

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成19年4月改正）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月改正）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月改正）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月改正）

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

附 則（平成26年3月改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月改正）

この要領は、平成29年4月21日から施行する。

附 則（平成30年3月改正）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月改正）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月改正）
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（令和 7 年 3 月改正）
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

山 形 市 公 告

下記のとおり、格付等級指定型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号。以下「規則」という。）第 18 条の規定に基づき、公告する。

年 月 日

山 形 市 長 名 印

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工期
- (4) 入札参加資格
- (5) 予定価格
- (6) 前払金の有無
- (7) 部分払の有無

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 年 月 日 () 時から
- (2) 場 所

3 入札参加者の資格

- (1) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和 57 年市告示第 35 号）に基づく資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 規則第 25 条第 2 項に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 本件工事に対応する工種に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業の許可を受けていること。
- (5) 山形市内に本店又は建設業の許可に係る営業所を有していること。
- (6) 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (7) 山形市工事請負業者指名停止要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でない

別記のとおり

こと。

- (9) 山形市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。
- (10) 本件工事について、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置できるとともに、常駐の現場代理人を配置できること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
- (11) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

4 契約条項等を示す場所

山形市役所9階 まちづくり政策部建設契約課

5 入札保証金 免除する。

6 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。

7 入札方法等

- (1) 入札書は、本人又はその代理人が持参して提出すること。
なお、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 入札書及び委任状は、A4判とすること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 本件入札については、山形市最低制限価格制度を適用する。
- (5) 入札執行に当たっては、次に掲げるものを提示すること。

ア 一般競争入札参加資格者証

イ 工事費内訳書

なお、上記のものを提示しない場合は、本件入札に参加することができない。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、入札日の4日前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後3時までにまちづくり政策部建設契約課に質問書を提出すること。

9 入札の無効

- (1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札その他入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。
- (2) 入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

10 その他

- (1) 設計図書の閲覧又は貸与は、公告した日から入札日の前日までまちづくり政策部建設

契約課において行う。

なお、貸与を希望するものは、一般競争入札参加資格者証を提示し、確認を得てから借受け、その期間は1日単位とし、当日中に返却すること。

- (2) 別記において前払金「あり」となっている工事のうち、契約金額が200万円以上の工事については、中間前払金の支払の対象とする。
- (3) 別記において部分払「あり」となっている工事については、複数年度にわたる工事（債務負担行為に係る工事）を除き、中間前払金の支払の対象とならない。
- (4) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定の日から契約を締結する日までの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書については、山形市のホームページに掲載する様式に準じて作成すること。

11 問合せ先

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部建設契約課 電話023-641-1212(内線462・463番)

別 記

1 入札に付する事項

工事 番号	工 事 名	工 期	入札参加資格	予定価格(円) (税抜き)	前払 金の 有無	部分 払の 有無
	工 事 場 所					

2 入札執行の日時及び場所

工事 番号	入 札 日 時	入 札 場 所
	年 月 日() 時から	

様式第2号（第4条関係）電子入札案件用

山形市公告

下記のとおり、格付等級指定型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、公告する。

なお、この入札は、山形市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

年 月 日

山形市長 名

印

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工期
- (4) 入札参加資格
- (5) 予定価格
- (6) 前払金の有無
- (7) 部分払の有無

2 入札執行等の日時等

- (1) 競争参加資格確認申請期間
- (2) 競争参加資格確認結果通知日
- (3) 入札書の受付期間
- (4) 開札日時

3 入札参加者の資格

- (1) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年市告示第35号）に基づく資格を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 規則第25条第2項の規定に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 本件工事に対応する工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けていること。
- (5) 山形市内に本店又は建設業の許可に係る営業所を有していること。
- (6) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (7) 山形市工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間

別記のとおり

中でないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中の者でないこと。
- (9) 山形市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。
- (10) 山形市電子入札運用基準（平成22年4月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は運用基準第6条の規定に基づき市長が認める紙入札参加者であること。
- (11) 本件工事について、建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置できるとともに、常駐の現場代理人を配置できること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
- (12) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。

4 契約条項等を示す場所

山形市役所9階 まちづくり政策部建設契約課

5 入札保証金 免除する。

6 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。

7 競争参加資格確認申請の手続等

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を【別記の日時】まで送信し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 競争参加資格確認結果の通知は、【別記の日】までに通知する。

8 入札方法等

- (1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号（3桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- (3) 本件入札については、山形市最低制限価格制度を適用する。

9 紙入札の場合の手続

- (1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札の承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札（見積り合わせ）参加承諾願」を【別記の日時】

までにまちづくり政策部建設契約課に持参し提出すること。

(2) 紙入札に係る書類の提出方法

ア 紙入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出方法

紙入札参加者は、一般競争入札競争参加資格確認申請書をまちづくり政策部建設契約課に持参し紙入札（見積り合わせ）参加承諾通知を提示の上、提出すること。

イ 紙入札参加者の入札方法等

紙入札においては、次の書類をまちづくり政策部建設契約課に持参し、紙入札（見積り合わせ）参加承諾通知及び競争参加資格確認通知を提示し提出すること。

(ア) 入札書は、「入札書用封筒」に封かんの上、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、住所及び商号又は名称を記載すること。

(イ) 工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんの上、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及びFAX番号を記載すること。

10 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、入札開始日の3日前日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後3時までにまちづくり政策部建設契約課に質問書を提出すること。

11 入札の無効

(1) この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札、入札書の金額が工事費内訳書の積算金額と異なる入札その他入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(2) 入札参加者が営業停止処分又は指名停止の措置を受け、入札時点において営業停止又は指名停止の期間中である場合は、その者のした入札は、これを無効とする。

12 その他

(1) 設計図書は、電子データにより閲覧に供する。

なお、設計図書電子データの閲覧に係るインターネットサイトURL及びパスワードについては、別記に示す格付等級及び本店所在地に該当する全ての者に対して、電子メールで送付する。

(2) 別記において前払金「あり」となっている工事のうち、契約金額が200万円以上の工事については、中間前払金の支払の対象とする。

(3) 別記において部分払「あり」となっている工事については、複数年度にわたる工事（債務負担行為に係る工事）を除き、中間前払金の支払の対象とならない。

(4) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定の日から契約を締結する日までの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。なお、通知書については、山形市のホームページに掲載する様

式に準じて作成すること。

13 問合せ先

山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号

山形市まちづくり政策部建設契約課 電話 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2 (内線 4 6 2 ・ 4 6 3 番)

別 記（電子入札案件）

別 記（電 子 入 札 案 件）

1 入札に付する事項

工事番号	工 事 名	工 期	入札参加資格	予定価格 (税抜き)	前払金 の有無	部分払 の有無
	工 事 場 所					

2 入札執行等の日時及び場所

手続等	期間	場所
競争参加資格確認申請		電子入札システムによる
競争参加資格確認結果通知		電子入札システムによる
入札書の受付		電子入札システムによる
紙入札参加承諾願		建設契約課

(注) 上記期間は、特に指定する場合を除き、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（電子入札システムによる手続については、午前8時30分から午後8時まで）とする。

3 開札の日時及び場所

工事番号	開 札 日 時	開 札 場 所

様式第3号（第7条関係）

〇〇年度一般競争入札参加資格者証					
		相手方番号			
		登録番号 （電子入札登録用業者番号）			
資格者名 〇〇建設 住 所 山形市〇〇 e-mail 〇〇@〇〇					
工 種	土木	建築	電気	管	舗装
格 付	○	○	○	○	○
許可種別	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
総合点数	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 山形市長 名 印 【注意】 1 この証を紛失したときは、直ちにその旨を届け出ること。 2 上記表の格付欄の「－」とは、一般競争入札参加資格者証の対象とする格付を有していないことを示す。 3 格付の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで（但し、期間中に格付基準等の見直しを行う必要が生じた場合は変更になることがある。）					